東京都職員共済組合	97.2/1000
札幌市職員共済組合	44.5/1000
川崎市職員共済組合	49.7/1000
横浜市職員共済組合	58.5/1000
名古屋市職員共済組合	91.8/1000
京都市職員共済組合	100.1/1000
大阪市職員共済組合	99.4/1000
神戸市職員共済組合	90.5/1000
広島市職員共済組合	43.8/1000
北九州市職員共済組合	108.7/1000
福岡市職員共済組合	64.5/1000
市町村職員共済組合 都市職員共済組合	59.5/1000

」

に改め、同表（備考）1中「19.46」を「18.16」に改め、同表（備考）1（1）中「0.35未満」を「0.50未満」に改め、同表（備考）1（2）中「0.35以上0.40未満」を「0.50以上0.60未満」に、「0.950」を「1.000」に改め、同表（備考）1（3）中「0.40以上0.50未満」を「0.60以上0.70未満」に、「1.000」を「1.100」に改め、同表（備考）1（4）中「0.50以上0.60未満」を「0.70以上」に、「1.100」を「1.200」に改め、同表（備考）1（5）を削る。

○総務省告示第百五十一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「千分の二十九・七」を「千分の三十八・一」に改める。

○総務省
農林水産省
国土交通省
告示第十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定に基づき、過疎地域をその区域とする市町村を次のとおり公示する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

都道府県	郡　市	町　村
北海道	小樽市	
	茅部郡	森町
	浦河郡	浦河町
青森県	日高郡	新ひだか町
	目梨郡	羅臼町
	東津軽郡	平内町
	上北郡	野辺地町　七戸町
	下北郡	大間町
	三戸郡	三戸町
岩手県	宮古市	
	釜石市	
	岩手郡	岩手町
	上閉伊郡	大槌町
	下閉伊郡	山田町　普代村
	九戸郡	九戸村　洋野町
秋田県	能代市	
	湯沢市	
	仙北市	
	山本郡	三種町
	仙北郡	美郷町
山形県	村山市	
	飽海郡	遊佐町
	南会津郡	下郷町　檜枝岐村
福島県	耶麻郡	猪苗代町
	河沼郡	会津坂下町
	大沼郡	会津美里町
	吾妻郡	嬬恋村　東吾妻町
群馬県	利根郡	みなかみ町
	秩父郡	東秩父村
埼玉県	南房総市	
千葉県	長生郡	長南町
	夷隅郡	大多喜町
		大島町
東京都	魚沼市	
新潟県	下新川郡	朝日町
富山県	南条郡	南越前町
福井県	西八代郡	市川三郷町
山梨県	飯山市	
長野県	小県郡	長和町
	下高井郡	山ノ内町　木島平村　野沢温泉村
	上水内郡	信濃町
	加茂郡	八百津町
岐阜県	尾鷲市	
三重県	鳥羽市	